

必要があるではないかと思ふのであります。政府の御方針を承りたい。

○田部委員 たいだいの御質問の点は、すでに今日の法制といひましても、教育公務員特例法が施行せられておりますので、この国立大学に關しまする組織をきめまするこの法案の問題とは多少離れて参る性質のものだと思ひますが、教育公務員の特例法におきましても、十分大学の自治といふような点を尊重いたしまして、同法第四條以下の規定に設けられておるものにより、学長、部局長の採用及び教員の採用外任につきましては、學部の教授會の議に基いて、大學管理機關において選考し、任命するといふような趣旨がござりますので、十分こうした教授會の機能を發揮することによつて、大学の自治が保たれるものと考へる次第でございます。

○松本(七)委員 第三の点は、大学の各學部に置かれる講座またはこれにかゝるべきものの種類その他必要な事項は、やはり文部省令で定めるといふ規定が第八條に掲げられておりますが、こゝういふ点は別な法律によつて定めるのが妥當ではないかと思ひます。こゝでこゝういふ規定を設けた理由をひとつ承りたいのであります。

○田部委員 この点、たいだいま日高政府委員の御説明にも言及されたのでありますけれども、新しい国立大学におきましては、すべて従来のような講座制度をもつて一貫するといふわけではなく、所により、場合によつては、教授制度といふようなものも考へまして、自由な教授研究の運営を企圖しておるような次第でございます。それぞれの国立大学の教授の定員、またい

いろな所とした組織等を考へ、また學校における教育の自主的な目的等を考へまして、相當これは時と場合に応じてきめて行く必要があるもので、法律をもつて一律に規定いたしませんで、そのうした施行の規定によつてきめることを適當と考へておる次第でございます。

○松本(七)委員 その点はこの大綱は法律で定めるといふことによつておるいは大学の別の機關にまかせるといふようなことで、大學自体でこゝういふ点まで相當自由にするといふふうにされた方が至當ではないかと思ひます。その点はいかがでございますか。

○田部委員 言葉が足りませんが、ございまして、省令を規定いたした場合には、省令を規定いたした以上、大學の自治によつてきめ得るやうに規定いたしたいと考へております。

○松本(七)委員 委員長にちよつとお願いしておきますが、質問者が非常に多いようですから、ごく要點だけを一通り質問したいと思ひます。後に全部終りましてからまた残つたところをやりたいたいと思ひます。

○廣田委員 承知いたしました。

○松本(七)委員 次に東京文政大學の点でございますが、この委員会で大部分前にこの問題が出て参りまして、教育大學といふ名に修正するといふやうなこの委員会の意向で……(発言する者あり)そこで日高學校教育局長も、そゝういふ意向を傳えておこつたといふことでありました。私の伺いたいのは、その後の経過についてであります。それは、當時この名前問題はむしろ

事實の問題が第一義的であつて、名前は、なるほど文字から言へば教育もつけこつてある、しいてこの名前に拘泥する必要はないといふ考へ方であつたのですが、その後両方からいへば、な随分が参つております。そしてこれからの調へましたところでは、何か從來からの學問的な紛糾が、やはりその紛争の現われであるといふやうな面が、非常に強く出て來ておるやうに思われ

ております。われわれといひました案を作成されるまでの経過と、その後この委員会が教育大學に修正するといふ空氣が出て、それを日高局長から傳えられて後、またこの反対運動が起つて來た経過等について日高局長の御答弁をお願いしたいと思います。

○日高政府委員 文政大學の名称のことでございしますが、結論的に申すに、内容の充実をはかつて、つづばな大學をつくるというのがよいのではなかつたかといふやうに、文部省では考へておるのであります。それで學問の争いといふやうなことをちよつと承りましたけれども、學問の争いといふことをはつきり申し上げるのは、幾分誤解があるかと思ひますけれども、これは大學をつくり出す態度、心構えといふやうなものとの間の食い違ひもあるものでありまして、その点は、実はこの前にちよつと申し上げまして、少し繰返したくなりますが、その経過を申し上げますと、昨年の八月に、四校の代表者に集まつていただきまして、東京教育大學といふ名称をもつて出発してはどうかといふことをお話ししまして、それに一應御賛成を得て來たのであります

すが、後にその教育といふ名前に多少歴史的な悪い通想が伴つておるから、それを避けたといふ意向が文理科大学側に出て参りまして、私どもは初めはそゝういふものを内部的に整理してはしいといふことを申しておつたのであります。が、學校側の話合ひで円滑に解決がつかずともなくなりまして、文部省が相談相手になりました。教育に類似しておつて、しかも同方を何とか満足させるやうな名前といふので、文政大學といふことで、この話をまとめたのでございします。私どもはこれ話をしたといふ認識のもとに、原案を作成したのであります。が、先ほど衆議院のこの委員会でも、参議院の委員会でも御質問がありまして、教育に改めることが理論的によくはないかといふお話で、場合によつては、それを強

い勧告をするといふやうなお話がありましたので、この委員会の決議もしくは御報告をいたして後に処理をしながらも、文部省がこの辺を學校と話し合ひをつけますとお答えしたわけであり

ます。私どももいたしましては、この大學においては、第一に目的として次のやうなことを各學校の間に十分了解してあるはずであります。

その第一は、この大學は教育の學問的な原理的な、実証的な研究を徹底的にすること、これと連関して、文科及び理科の學問の理論的研究をも期待しておるのである。

第二は、右の學問研究を前提として、これが關川によつて全國の模範的な教育養成の學校にしてみたいといふこと。

右の二つの点は、教員養成が目的であつて、學問はそれの單なる手段であ

るといふやうなものではないのだ。學問的研究は、よい教員養成のための必要前提であり、必要な條件であつて、この研究の背景を持たない、從來のい

ゆる教員養成學校が、やもすれば一時的な思ひつきや、あるいは主観的な見解に基く技術的なものに墮するおそれが多いので、この弊をせひとも改めてもらいたい。こゝういふ意味において、學問的な理論的な研究を十分やつてほしい、そしてその成果によつて、つづば教育大學をつくつてもらいたい。こゝういふことを要請してあります。もちろん學者がいゆる純粹理論的な研究のみを重んじて、應用やあることはその生産への適用といふやうなことを軽んずるとか、あるいはそれは、従来の日本の大學の欠點の一面であり

ますので、これは断じて許すことができないのであります。日本の學界の弊風をためると同時に、從來の師範教育において、束縛的な、技術的なものに陥ることを避けるためには、せひとも教育の學問的研究を徹底的に追求してもらいたい。これは特にこの大學にわれわれが期待するところであるといふことを明らかに申して、それについては各學校がこゝとく賛成を表明して來たわけでありまして、文部省としては、このほかの學校には必ずしも期待することのできない日本の教育の進展のためにせひとも必要な、こゝういふ大學をつづばにつくり上げて育てていただき

たいといふ強い執拗な希望を持つておる次第であります。私どもは、この根本の方針については、四校の間に意見の不一致はないものと確信いたしておつたのであります。ただ残念なこと

と

と

と

と

と

に、いわゆる教育大学というものは、終戦後師範学校の外格運動の際に用いられたといふ連想がござりまするのと、またそれにならざるおるような人々が若干あるかと思われまして、理論的問題としてではなく、実地の上の処置としては、先ほど申しました根本方針を容認していただけるならば、文教大学でよくはないかというのが文部省の最後の結論であつたのであります。しかし、その方針を持つて進むのならば、理論的には教育大学でもいいのではないかと、いふような文部委員の御意見につきましては、私もそれはそれに賛成いたし、容認したいといふふうり考へて参つた次第でござりまする。

○松本(七)委員 その次には、愛知の学務大学のことでありますが、これは大学法設置委員会に出た案において、この学務大学をどこに置くかになつておりますか。

○日高政府委員 学務大学の二年及び三年のコースを受持ちますといふ地元の本部と申しますのは、名古屋もしくは岡崎に決定するであらう。しかしこれはまだ決定であるけれども、愛知の場合には、この建物を岡崎の場所にあるけれども、これは今ただちに決定しかねる事情があるが、いずれにしても相当なものが手に入るというところをお話をして、その上で審査を受けるべき次第であります。

○松本(七)委員 それについて何か愛知の県会においてこの学務大学として新設することについても研究いたし、その結果を文部省にも報告したといふ縣会委員長の報告があつたのであります。ところが文部省に対する報告

には、何か縣会委員会で、全会一致で岡崎市に参つたといふような報告を文部省にしておるといふ話がある。そこでそういう事実はないかといふので、現在愛知の問題になつておるようういふふうには決定的でないといふれば、今後どのように処置されるお考えでありますか。

○日高政府委員 先づいさぐろになつて、四月ですか三月ごろに、大体その位置については文部省に一任するといふ結論になつたといふ御報告を受けたのであります。一月承りまして設置調査委員会とか申す委員会の決議と申します結論といふものは、大體岡崎に参つてくれといふことになつておつたのであります。この手続順序等において、地元は十分でなかつた点がありまして、それを縣会にはかつて、縣会でも承を得たといふことを前提にして文部省に一任をする、こ

ういふ御報告を一方では受けたのであります。他方ではこの問題については、当然名古屋が最も適切な位置にあるといふ認識をもつて、われわれは特別に文部省に対しては運動をしなかつたのであるから、常識的に考へるならば、当然名古屋に参るものであるといふ強い期待を持つて文部省に一任をしたのだ、こゝろいふお話であります。形式は一任するといふことになつておるのであります。両方から注文がついておるのです。私もとしては両方の関係者に対して、縣会で十分了解を得て決定をしてくださるか、あるいは文部省の判断にまかせてくださるか、いずれかに御決定願ひたいといふことをお願いしてありますので、まだ解決に

は至つておりませんが、近日中に何らかの決定を見ることができるとはな

○千賀委員 ちよつと関連して、ただいまの問題の中で、ひとつ明確に何つておきたいのは、これはもちろん本部の位置ですが、岡崎に決定せられるならば、岡崎は國の方に對してその校舎になるべき十分な建物と土地を寄附し、なお相当なる額の現金も寄附をしまして、いふことを正式の手続をもつて、すでに地方議会の決議を経て文部省に申し込んでおります。名古屋の方は私は一向知りませんが、名古屋の方に位置がきまるならば、明倫中学を原校で寄附しますといふ名古屋側の旨い分であるといふことを聞いておりますが、明倫中学は名古屋の所有にあらうして、これは愛知縣の所有であります。愛知縣の所有のものを、名古屋市がそれの方をこれを寄附しようと言ひまして、その了解を得るのには、もちろん愛知縣長の了解が、い

くも愛知縣の議決機關の決議を経てなければこれを供出しますといふことは言えないはずだと思ふのでござりまするが、私はまだ審議にしてその決議がなされておるといふことを聞きません。なお決議を経た正式な申込みが、名古屋市から政府にされておるといふことも聞きません。一方は万端の準備を完了して、正式にまじめにお相手になつておるのに、片方は必要な手続もせずに、ただはつたり一本やりでやつておるといふことを、大抵私は地元ですから、聞きつづあるものであります。文部當局は私の今申した名古屋市の態度についての認識が誤つておるか誤つていないか、どうお考えになり

ますか。もしも私の言葉が誤つておるならば、この際この委員会において御高教を得たいと思ひます。

○日高政府委員 愛知縣において三河の出身の方と尾張の出身の方との間に、相当見解の相違があらうになつてゐる……

○千賀委員 いや、私の聞いておることだけ答えてください。明倫中学の取扱いについてのことでござりまする。○日高政府委員 いや、その明倫中学の取扱いについても、私も何が何ういふとがまち／＼でありまして、私も明倫中学は、はつきり判断ができないのであります。そういうために、私は縣会で正式な決定をしていただきたいといふことを申してあるわけでございます。今千賀委員のおつしやうなことは、私もかつて聞いております。それは頭に置いて交渉をするつもりで、今まで参つておる次第であります。

○千賀委員 今聞いておるといふことではない。今は大学設置問題が上程されたほとんど最後の問題でござりまする。この最後の問題に立つて、今申し上げた明倫中学の寄附が、まだ愛知縣の正式な承諾を得ていないといふことであれば、これを候補地にしておれの方は寄附するといふことはいさ／＼と遠い話だと思ひます。私はこれ以上のことには申しませんが、あなた方はそのした手続を経た申込みをしておるのに、いまだ正式な手続を経ず申込んだお方たちと同じウエイトでこれをお考えになることがどうかと思ひます。この質問を免した次第でござりまする。

○日高政府委員 正式の手続であるとは、私は一應思つて、内定をすべく觀察に参つたのであります。それは正式の手続でない縣会議長の主観的な注釈が加つておるのだといふ非難があるとして、文部省に非常になくさんの方の連署をもつておいでになりましたので、事はむしろ地方の政治問題であるといふふうには考へまして、文部省はそれとさうく立場におきませんので、なれば縣会で御決定をいただくか、あるいはそれは別に文部省の独自の立場で判断できるような立場に御返事をいただくたい、こゝろいふことをお願いいたしてある次第であります。

○千賀委員 どうも私の間いと遠いですが、時間を費しますから終ります。

○松本(七)委員 ただいまの問題は先般の御印した岡崎の学務大学のジェニヤ・コース設置問題の二の舞を踏むおそれが多分にあります。それですから文部省としても十分慎重に取扱いを願ひたいと思ひます。そのほか別表第一の職員の問題及び学生会の定員の問題等について質問したい事項がおりますけれども、持ち時間も経過いたしましたから、これで保留いたして打ち切つておきます。

○渡部委員 私の質問しようとすることも、大部分の項目は他の委員から質問されておるので、追加的に若干の質問をしたいと思ひます。

第一に十四條の問題であります。昨日法制局長がこの席上で次のような言明をしたのです。これは御承知のやうに教育職員免許法案に關連しての質問であります。今申し上げた法案の第五條の第一項第六号における「日本國憲法施行の日以後において、日本國

憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を禁絶し、又はこれに加入した者」この項目を設けることは、これは今なおあまりにも制限し過ぎるものではないかというふうな意見を昨日言明されたように思います。つまりこのようにしたのもつて教員の自由をあまりに制限し過ぎてはいないかということを開係方面で言われたということ、この開係局長が言明しているように聞きました。そうだとすると、同じ文句が國家公務員法案の中にあるのでありまして、この法案における十四條の教員の任免、懲戒その他の人事管理に関する事項が國家公務員法その他でできるといふことになると、これは傳えられたより自由の制限をここにまた持込むことになると思つて、さういふ点に矛盾を考へられなにかどうか、いふやうに現在ではこの大學においても、さういふ人事問題については傳統的な自治があるのであつて、しかもその上に最近では、たとえば名古屋大學におけるごとく、あるいはその他の大學に見られるように、学生までがこの問題について自由な発言権を持ち得るようなところになつておる。このようになるとさういふ十四條のような條文をここに規定すること、これは、現実のより自由な民主的な傾向が芽生えようとする傾向に對して、これを抑制する結果にならないかどうか、まずこの二点をお伺いします。

○開係局長 第十四條の規定は、御承知のごとくさういふ國家行政組織法の関係における各種の組織法に、必ず入れてあります條文でございます。まして、結局國家公務員法が、國家公務員の任免懲戒その他の人事に関する事項の規定であるといふことを、念のため挿入した問題であります。従いまして、ただいま御指摘の問題は、國家公務員法それ自身の問題となつて参るわけでありまして、さして教員免許法第五條に同様の趣旨の規定を設けましたのは、とにかく國立學校の職員について、國家公務員法の規定がございまして、それと相對しまして同様の規定を設けてあります。教員につきましては、國立學校の職員であらうと、あるいは公立學校の職員であらうと、あるいはまた私立學校の職員であらうと、教育基本法の精神によりまして、國民全体に對して適すべき地位にあるという点についてはかわりがない。さういふような点で國家公務員と同様の扱いをこの私立學校にも及ぼすという趣旨のもとに設けたのでありまして、條文のところ、問題は國家公務員法のある條文がいかにも悪いといふような点に偏見したところだと考へております。われ／＼といひましては、現在國家公務員法が施行になつております。しかししてまたこれが職員の任免その他の関係する根本法であり中心法である。従つてあらゆる点をそこにそろえて参るといふことは立法の上において考慮すべきことであらうと考へた次第であります。

○開係局長 當局としてはこの法案をつくる場合に、過去にどういふ法案があるからどうするといふ以外に、さういふ法案が安當なものであるかどうかといふはつきりした見解を持つのが當然だと思つております。さういふ立場から言いますと、昨日開係方面の意見としてわれ／＼に法制局長が言明したものと、これはあまりにも自由を制限し過ぎはしないかといふ意見について、文部省の見解も、従つてはつきりしていなければならぬと思つております。さういふ点について文部省はさういふふうにお考えになりますか。

○開係局長 ただいま開係方面の見解を言明したことをおしやいまして、昨日法制局長の御説明では参考意見として出されたことは記憶しております。

○開係局長 では参考意見に訂正いたします。さういふ意見についても文部省では一定の見解があるべきだと思つております。

○開係局長 文部省におきましては、この法律案を立案する場合におきまして、さういふ最近の國會において議決せられ、現行法となつております國家公務員法の精神にのつて、最も適切であると思つて参つたのであります。

○開係局長 そのことをお聞きしておるのではございません。昨日法制局長が發言になつたような参考意見が出ておるとすれば、さういふ参考意見は、これは非常に多くの人が支持するやうな意見であると思つております。さういふ点について、やはり文部省として一定の見解をなすことは、法案についての見通しが立たないと思つております。それをお聞きしておるわけでは。

○開係局長 かりに國會で國家公務員法が修正になりますれば、また別の意見が成り立つたろうと思つております。

○開係局長 文部省は、少しも私の質問の要點に答へようと思つていないので、それには答へられない事情があるのですか、あるいは答へようとする意思がないのですか。

○開係局長 各省大臣及び政府職員は、法律を忠実に実施する責任を持つておられますので、現行法に關連いたしまして立法する場合に、その趣旨によつてやるべきではないかと考へております。

○開係局長 これは非常に重大なことであります。個人の意思ではなく、文部省の意思を聞いておるのであつて、文部省はやはりさういふ点について、明確な意見を持たないでさういふ法案をつくることは、非常に安當でないといわれ、それとして考へられるわけでは。

○開係局長 國會は國の最高機關でありまして、文部省はさういふ方主であつて、あなた方がさういふところの法案でさめていただく通り忠実にやるのであります。積極的に、國會を無視してこちらが立法するといふ権限は、私たちにないものであります。それはつきりすると思つております。

○開係局長 それではその問題については文部省は答へる意思も力もないものと認めて、次にこの大學に置かれる職員の定員といふところで、たとえれば東京大學を例にとりますと、五千八百六十七人といふ数字が出ております。この数字は、第一に新しく東京大學にできようとしてゐる教育学部、教養学部、この二つの学部を含むものである。さらにまた東京大學のほかには第一高等學校や東京高等學校が合併されるわけでありまして、さういふ各二つの高等學校を合併した總数の定員になつておるのであるか、その点をまずお聞きし、同時にこの数字は年度の平均に計上された形で考へられておるのかどうか、この点を伺います。

○開係局長 この定員は第二條第三條に掲げてあります各学部及びその下に掲げておられます各學部、各學科、各課程の定員でありまして、平均と相對して計上いたしております。但し附則にありまして、定員法が成立いたしました場合において、若干の影響があるといふ性質のものでございまして。

○開係局長 定員法が、現在考へられておる形で成立した場合において、この数字はさういふ形に、さういふ方向に變更しようとする傾向にありまして、文部省の見通しをひとつ伺ひたい。

○開係局長 ただいまのところ、全體に對しての開きがおおよそ百名余りと思つております。

○開係局長 さういふ問題は、ある場合には教員の、首切り問題にも關係して来る重大な問題でありますので、これについての具体的な詳細な資料を委員會に提出されんことを希願します。

○開係局長 定員法に關連して御審議になる機会があるかと思つております。

○開係局長 その具体的な数字は、定員法の際に提出されるということになるはずですか。

○開係局長 この内訳までは、いろいろ折衝の關係がありますので、その時期に間に合ふかどうかは申し上げかねますが、できるだけ御要求の趣旨に沿つたやうな資料を提出したいと思つております。

○開係局長 ようしゅうございまして。

一見、存在いたします以上は、十分それ

○選部委員 それでは一應保留して打切りです。

○千賀委員 簡単に一つだけ御質問いたします。地方の師範その他専門学校以上のものが、ことごとく国立大学に移管されるのでございますが、この地方の学校の現勢から申しますと、すでに上つたものでございまして、その、いまだ計画に近いようなもの、あるいは改造を要するもの、いろいろ複雑な状況にあると思ひますが、その維持、管理につきまして予算のあんばいはどうされるのか。ことごとくこれを國の費用でやられると、いろいろ問題があると思ひますが、あると思ひますけれども、中には相当に地方費で設備の一部分をやらせよう、あるいは大部分をやらせようというところもあるだらうと思ひます。これはやらせようというところは、地方からやるといつて申し込んで来たもの、もちろんこれに加えるのであります。が、國として、地方でやつてもよろしいと、これは地方でございすが、国立大学になつて一様に國の經費というところになりますと、無限に地方におんぶしておるといふことも國の權威上いかかと思ひます。この点將來どうせられるのか、將來というより今日以後はどんな方針でやられるのか、伺つておきたいと思ひます。

○日高政府委員 地方に一番關係の深い師範学校を大学に轉換することにつきましては、各学校並びに地方で強い要望がありまして、これを改善するために國にだけ頼つておらずに、自分たちも積極的にこれの改善に進みたいといふような御意思もございします。それは今日の日本の國家財政においては十分な措置ができませんので、それもお願ひをいたしてある次第でございします。これはおもに出発に際する大學設置委員の基準に適合する限度内における臨時費の御援助を期したいと思ひまして、それ以後の問題については、なるべく地方の負担もしくは犠牲をかけるまいと思ひまして行方方針で今日まで進めておりました。

○千賀委員 さらに伺ひたいと思いますが、この大學設置委員会が要求する一通りの設備と申ししようか、完了するまでの費用の何分の一というのか、十パーセントに相当するか、どのくらい國の費用と地方の費用とが、この出発に際して負担の割合になるか、こういうような御計算がありましたら伺ひたいと思ひます。

○日高政府委員 實は地方の事情によりまして、そこにたいへんな開きがあるものであります。個々の場合は大體調べてございしますが、全体としてのデータは、まだそれを集計するまでに至つておりません。

○千賀委員 今國會中に大よその集計はできるでしょうか、むずかしいでしょうか。もしできるならば御面々でございすから、それをわれ／＼にいたしたいと思ひますが、お見込みはいかがでしようか。

○日高政府委員 概略の計數上の整理ならば、間に合ふと思ひます。ただ確かな條件が伴つておりますので、十分な調査は間に合ひかねると思ひますが、できただけでも御報告したいと思ひます。

○千賀委員 けつこです。これで終ります。

十分な措置ができませんので、それもお願ひをいたしてある次第でございします。これはおもに出発に際する大學設置委員の基準に適合する限度内における臨時費の御援助を期したいと思ひまして、それ以後の問題については、なるべく地方の負担もしくは犠牲をかけるまいと思ひまして行方方針で今日まで進めておりました。

○千賀委員 さらに伺ひたいと思いますが、この大學設置委員会が要求する一通りの設備と申ししようか、完了するまでの費用の何分の一というのか、十パーセントに相当するか、どのくらい國の費用と地方の費用とが、この出発に際して負担の割合になるか、こういうような御計算がありましたら伺ひたいと思ひます。

○日高政府委員 實は地方の事情によりまして、そこにたいへんな開きがあるものであります。個々の場合は大體調べてございしますが、全体としてのデータは、まだそれを集計するまでに至つておりません。

○千賀委員 今國會中に大よその集計はできるでしょうか、むずかしいでしょうか。もしできるならば御面々でございすから、それをわれ／＼にいたしたいと思ひますが、お見込みはいかがでしようか。

○日高政府委員 概略の計數上の整理ならば、間に合ふと思ひます。ただ確かな條件が伴つておりますので、十分な調査は間に合ひかねると思ひますが、できただけでも御報告したいと思ひます。

○千賀委員 けつこです。これで終ります。

○原委員 今野武雄君。

○今野委員 今までと重複する点を除いて、ごく簡単に御質問申し上げます。最初にお伺ひしたいのは、昨日武蔵野の御質問に對して、事務當局から學生の定員の発表があつたやうであります。新しい大学の學生が大体四万九千、それから旧制の大學が四万八千、それから旧制の大學が四万八千、この旧制の大學といふのは、専門學校などを一體含めていないやうに考えますが、いかがなものでしようか。

○日高政府委員 含めてございします。国立大學、高等專門學校全部を含めまして四万八千何百がございします。

○今野委員 次にもう一つお伺ひしたいのは、職員は定員でありますが、これはどういふやうにおきめになつたのでございしようか。何かちよつと突然こういふ數字が出てゐるの何いたいのです。なお教授、助教授その他の職については、後に文部省令で定め、それに合せるといふやうなお話でありましたが、こゝういふ教といふものは、はたして十分間に合ふという意味でこゝういふ人數が出たのでございしようか、それともほかの理由から出たのでございしようか。

○日高政府委員 職員は現在の定員をもとにして、併合その他によつて若干の差はありますけれども、基本は現在の定員でございします。現在各學校の定員をそれなりに入れて出してある次第であります。

○今野委員 各學校の定員を合併した場合に、つまりそれをみんな合せてでございしようか、そう考へてよろしうございしますか。

○日高政府委員 本年度の予算定員に

よりまして、各大學ごとにそれに包括される學校の學生の募集に伴つて生じた職員を、新制國立大學における學生收容その他の事情に應じて配置いたしました職員数と、包括される學校の職員定員とを合せて規定いたしてございします。

○今野委員 次に第五條の國立大學の付属施設に関する規定であります。その中にたとへば習熟養成施設といふたやうなものが入つておりますけれども、こゝういふところで何か勤務を課しておるやうに考へられます。當然のことでありましようが、私ども労働基準法の第七章の技能者の養成に関する規定がこゝに準用されると考へますけれども、そう考へてよろしうございしますか。

○日高政府委員 こゝうした養成施設において、職業的な陶冶をいたす意味におきまして、各種の實習をいたしております。しかしながら勤務と申す性質のものではないと考へております。

○今野委員 私の問ひに答へていたたきたいのであります。つまり労働基準法の第七章によれば、いかなる理由に拘泥せず、その他のことで、とにかくこの實習といたう／＼な名目でもつてやる場合でも、この法の規定を受けるやうになつておられますが、この点についてはそれを適用されないといふお考へでございしようか、いかがでしようか。

○日高政府委員 もちろんこの活動の性質は、ただいま申しましたやうな教育的の實習といふ意味に解釈いたしておるのであります。直接はお話のやうな労働關係の法規は適用しないと考へております。しかしながらあゝいふ法

規が存在いたします以上は、十分それらの法規の精神をくみながら、教育上遺憾のないやうにいたしておる次第であります。

○今野委員 なおこれは非常に重大な問題ですから、念のために御質問いたしますが、病院とか農場とかその他に勤務して働いておる者については、もちろん労働基準法が実施されておることと存じますが、その点はいかがでございしますか。

○日高政府委員 職員につきましては、もとより労働基準法の適用があるわけでありまして。

○今野委員 次に、東京などにおきましては私立大學や何かの夜學がたくさんございしますけれども、地方の労働青年のために、なか／＼こゝういふ機會が得られないのでございします。文部省におきまして、こゝういふ労働青年のために機會をつくつて、國立大學の夜學などを設置するといふお考へがございしようか、それともございせんやうでございしようか、ちよつとお聞きしておきます。

○日高政府委員 まず正規の大學を充たしたしまして、できるだけ早い機會に、また一方が完成した後といふやうに、あまりきつ／＼に考へませんで、事情の許す限り夜間學部をつつて、労働青年のための就學の道を開きたいといふ考へを持っております。まだそこまで力が及ばせんのは、はなはだ残念に存じます。

○今野委員 もう一点だけ念のためにお伺ひいたします。これはすでに根本委員並びに選部委員からお聞きした点でございします。つまり第八條、第十四條、第十五條の御説明を聞いております

しても、なお然然としないところがある。そのお聞きするわけなんですが、大学の自治の原則というところにつきましては、昨日も高橋文部大臣から非常に熱意のこもったお答えがあつたように思いますが、この大学の自治というものは、單に法律の法制的な面から獲得されたものではなくして、長い歴史の後に獲得されたものであり、これこそが學問の研究の自由をほんとうに保障するものである。文部省では、この大学自治の原則を堅持する。文部省では、この大学自治の原則を堅持する。文部省では、この大学自治の原則を堅持する。

○日高政府委員 學問や、文化の向上のために、それに携わる者の自主的な自律的な活動及び創意がふりが必要であることは、文部省も十分認めておられます。現在の法制において許される範囲においては、できるだけ自治を重んじて行きたいという方針をとり、そのことは、明言して差しつかえないと存じております。

○日高政府委員 學問や、文化の向上のために、それに携わる者の自主的な自律的な活動及び創意がふりが必要であることは、文部省も十分認めておられます。現在の法制において許される範囲においては、できるだけ自治を重んじて行きたいという方針をとり、そのことは、明言して差しつかえないと存じております。

○日高政府委員 學問や、文化の向上のために、それに携わる者の自主的な自律的な活動及び創意がふりが必要であることは、文部省も十分認めておられます。現在の法制において許される範囲においては、できるだけ自治を重んじて行きたいという方針をとり、そのことは、明言して差しつかえないと存じております。

○日高政府委員 學問や、文化の向上のために、それに携わる者の自主的な自律的な活動及び創意がふりが必要であることは、文部省も十分認めておられます。現在の法制において許される範囲においては、できるだけ自治を重んじて行きたいという方針をとり、そのことは、明言して差しつかえないと存じております。

○日高政府委員 學問や、文化の向上のために、それに携わる者の自主的な自律的な活動及び創意がふりが必要であることは、文部省も十分認めておられます。現在の法制において許される範囲においては、できるだけ自治を重んじて行きたいという方針をとり、そのことは、明言して差しつかえないと存じております。

か。首切りに影響する問題であります。この議員の身分を確保する意味において、国立大学の新しい出発にあつて、職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

○日高政府委員 御質問の第一点であります。職員に不安を興えるような傾向はないか。この二点についてまずお伺いしたいのであります。

のことに關しまして、いかにも教育者独自の伸び／＼した教育を唱へ、従来の教育行政を非難する傾向が現れてゐるやうな疑いを持たれる條文が非常に多いのであります。それは一々指摘しませんけれども、それらの点については、おそらく文部省の御答弁は、そういう点は全然心配はないとおつしやるでしようけれども、まだ私もにはどうも疑問と思はれる点が多々ありますので、希望意見といつたように、どうかそういうことのないやうに、少くとも運用におきまして、万全の御処置を講ぜられんことを希望して私の質問を打ち切ります。

○原委員 渡部君。
○渡部委員 第一に免許状に關する條項ですが、校長の免許状といふことがあつた。現に校長は公選されてゐるやうに考へますが、もしこの校長の免許状といふやうな問題が出て来ますと、優秀な教員あるいは教授が教員大衆の推薦によつて、その地位につくといふやうなことが制限されるんじやないかと思ひますが、その点はどうですか。

○田田政府委員 御承知のごとく、学校教育法施行以來、今日におきましては、とりあへず校長にはこのやうな免許状が設けられてゐるわけでありまして、もとより校長は教員としての資格を十分備へなければならぬのでありますけれども、同時に学校管理者として、学校の内部あるいは学校の外に對しまして相當管理的能力を持たなければならぬといふやうな意味におきまして、特にここに校長免許状を設けたわけでありまして、あるいは本法が施行せられまして後におきましては、ごらん

の他は、この免許法案とは關係はないのであります。
○渡部委員 そういふことが違法であるかどうかについて尋ねたはずですが、
○田田政府委員 この免許状につきましては、この取上げの條項にありましては、故意に違法行為をやつた場合、あるいは非行の場合でありますけれども、お話の点がはたして指導主事の権限を越え、あるいは各法規に反するかどうかは、もう少し具体的に突き詰めますと、ちよつと解釈がしにく

○渡部委員 その点は今後必ず調査された上、この委員会に報告されることを希望して次に移ります。
第二に「普通免許状を一級及び二級とする。」といふ規定がある。その一級と二級といふのは「大學に二年以上在學し」云々といふ規定があります。が、このやうな規定がはたして必要であるかどうか。またはこのやうな結果、教員問題における差別の關係が生ずるといふことについて、またはその影響について、教師に對する生徒や學生たちの差別觀が生れて來はしないか。そのやうな點について、文部省は十分考慮されておるかどうかが。
○田田政府委員 先般も申し上げましたやうに、大體新しい免許法におきましては、一級をもつて標準としたしておるわけでありまして、しかしながらその全部の四年制の大學を卒業した者をもつてといふわけにはただちに行きにくい。そのやうな点と無資格の教員を予定しなければならぬといふやうなことから、二級を設け、仮免許状を設

けた次第であります。だん／＼一級をもつて充て込んで行くやうに希望する次第であります。もとよりこのやうな教員資格にいろいろな段階があります以上、相當優秀な成績をもつて、長い経歴があり、または學歴のある方々とそこに至らない方々との間に、程度の差があるといふことは、これは自然とも明らかにすることでありまして、それだからと申しまして全部そこに階級が生ずるやうなことは考へられないと思ひます。

○渡部委員 その点は討論に譲つて次に移ります。
次に先ほど申し上げました日本國憲法云々といふことは最も重大な問題であります。これも文部省の意見がはつきりしませんから、討論の際にわれわれの意見を十分述べることにして、さらに十一條に移ります。第十一條の中で「免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し」の次に「又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて」云々といふ文句があるわけですが、この「教育職員たるにふさわしくない非行」といふことの具体的な内容は、どういふものであるか、これは非常に重大な問題であります。これは非常に具体的な見解を伺ひます。

○田田政府委員 いろいろの場合がございまして、具体的に細則的に申し上げることはできにくいと思ひますが、さういふ点と、この十一條の末尾にございまして、懲戒免職の処分を受けて、その情狀が重いと認められたときに限つて免許状の喪失を行つたわけでありまして、大體そのやうな点とらみ合せて御解釈いただくよりはかはらないと思ひます。

○渡部委員 この点は第五條の六點以上に、重大な教員の自由に関する、あるいは行動に関する問題だと思ひますので、われ／＼は文部省としてどういふ場合に懲戒されて來たのか、また現にどういふ場合が非行と認められる状態に置かれておるか、たとへば中野の多田小学校にあつたやうな事件も非行であるのか、そのやうな事件が全國至るところに現に起きておるやうなもので、次の委員会に文部當局の非行とすべき問題、そのやうなことを具体的に調査された上で、これは文部省としてはほとんどわかつておるはずだと思ひますから、その點に基いて、このやうな点がどうあるかといふことははつきりされることを希望してこの点は終りたいと思ひますが、一體教育職員たるにふさわしくない非行といふやうな事柄を、だれが認定するのか、その点はどうですか。

○田田政府委員 認定は授與権者であります。が、所轄廳の報告に基いて認定するわけでありまして。
○渡部委員 他に問題がありますが、今委員長の方から長いやうなだらりしたところという注意がありましたから、これで一問一答を打ち切ります。
○原委員 此の程度で休憩し、午後四時に再開したいと思ひますが、御異議ございませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
○原委員 それでは休憩いたします。
午後五時三十分休憩
午後五時二十八分開議
○原委員 休憩前に引続き會議を続行いたします。

○委員 教育職員免許法案に對し
まして、畫の間に、参考人の四名の方
が種々意見を述べられたのであります
が、それをも取合せて、私は左の數点
にわたつて政府の所信をたしたいと
思います。

まずこの教育職員免許法案によつ
て、現在職にある教員がどの程度有資
格者として浮び上るか。それから仮免
許状、臨時免許状及び普通免許状の獲
得の比率がどの程度になるか。この点
について實際問題をまずお尋ねしてみ
たいと思います。

○田中政府委員 ただいまの点は、い
ろいろな方式で切りかえられる關係
で、なお具体的に當つてみなければ正
確な比率はわからないのでありますけ
れども大体一級普通免許状を受けられ
ます者は、約三〇%ぐらい、それから
二級普通免許状を受けられます者は約
三〇%ぐらい、仮免許状が二〇%ぐら
い、臨時免許状が二〇%ぐらい。もつ
とも大よそでございますので、上下は
あるかと思ひますが、そういうよう
な見当でございます。

○委員 臨時免許状を授與する場
合は、第五條の第三項に、普通免許状
または仮免許状を有する者を得ること
が困難な場合に限つてこれを授與する
ことになつておるのであります。現
實の問題として、この嚴正な規定のも
とにおいては、非常に多數の候補者を
出すような感じがするのであります。

今の比率は約三分の一ずつぐらいにな
つてゐるようであります。實際問題
として特に無資格の職員が多々現狀
において、非常な犠牲者を出す心配が
あるのであります。特にこれに関連す
る問題として、相当教員の整理を行わ

なければならぬ現狀に立ち至つてお
る地方の事情をよく考慮していただき
たい。定員定額の問題で非常な不安に
脅えてゐる第一線の教員が多數ある
わけでありまして、本日内閣委員會
に提出されてゐる定員法には、この教
員の犠牲者に対する救済の道は何か
を考へておられません。これらの問題に
ついて、一應関連する問題を先に考へ
ねしたいのであります。この資格
問題に関連して整理問題の意向を政府
側にたしたいと思ひます。

○田中政府委員 この施行法第二條の
第一項の一番最後の三十四というこ
ろにござりまする。現在助教職の
仮免許状を持つておられます者をそれ
れ切りかえておるわけでありまして、
ただちに失格するわけではないのであ
ります。また本法によりまして別表第
四で臨時免許状から仮免許状になりま
すには、三年の経歴、最低單位数を修
得すれば上につて参るわけでありま
すから、現在助教職の仮免許状を持つ
ておられる方は、十分希望に満ちて
進んで行かれる、こういうような次第
に相なつておるわけでございます。

○委員 これは重大な問題である
ので大臣のおいでになる機会にまずお
尋ねして、それから最後の問題に移る
ことにいたします。定員定額の問題
で、文部省が小学校を一・三五、中
学校を二・七という基準に切りかえたの
であります。このために昭和二十二年
の十二月三十一日までで昇給をしてお
つた学校の職員、府縣の職員はある程
度の保障をされておられるけれども、二
三年以降のものには、やみ昇給という嚴
正な審判のもとに、今非常な整員のお
る待遇を受けておるようであります。

從つてこれらに對して定員定額の二つ
の問題から、當然府縣とも多數の犠
牲者が出ることは火を見るよりも明ら
かでありまして、そうした教員は整理し
ないといふことは、はつきり政府は前
に言明しておるにかかわらず、整理せ
られざるを得ない實際に立ち至つてお
ることをお認めであるか、または斯く
て整理はないのだという既定方針を確
認されるか。もし整理をするという決
意に立ち至つた場合には、本日提案さ
れてゐる定員法と関連して、いかにこ
れを救済するかといふことは重大な問
題でありまして、大臣の御答弁を願
ひたい。

○高橋國務大臣 前から私が首切りは
しないんだといふようなことを申し上げ
しましたが、それはつまり定員定額か
ら申しまして、小学校は五十人一クラス
一・三五、中学校は一・七といふこ
とで行きます。現在の職員の數と
クラス數とを比べてみますと、全國的
に見まして余つておるわけではない
と、こゝういふ意味で実は申し上げたわ
けであります。しかしそれは全般的な
平均の問題でありまして、具体的に
個々の學校なり、縣につきましてはよ
けい職員を持つておつた所もございま
しうし、欠員の多かつた所もありま
しうから、多かつた所はあふれると
いふこともあるかもしれません。それ
はできるだけその配置を考へてやれば
事實止、現職の方がやめなかつても済
む、こゝういふ意味であつたわけであ
ります。それで定員定額の問題は、今度
の三縣行政整理とは全然別個にきめら
れておる財政上の処置でありまして、
三縣整理と全然同一に考へるわけ
には行かないと思ひます。

○委員 そうしますと、他の官廳
の政府職員がこの定員法によつてある
程度退職の保障をせられる場合に、こ
の機会に整理せられるであろう教育職
員の場合は、救済の余地なしとすれ
ば、非常に不公平な形になるようにす
が、これにはいかに調整なさるお氣持
でしようか。

○高橋國務大臣 先ほど申しました
ように、むろん、小学校、中学校の職
員の身分は、文部省直轄ではございま
せん。教育委員會でやる仕事であり
ますけれども、やはり地方的に、今度
の定員定額のために、いろいろ違つた
特殊な事情が起るということもありま
しうから、そういう場合について
は、文部省としても十分注意いたしま
して、できるだけそれが配置調整等で
円滑に解決できるように努力をする、
こゝういふ考えでおります。そして今
度の行政整理に伴う退職手当の措置と
は全然別個の問題ですから、同じに扱
うというわけには参りません。

○委員 教育職員が非常に不利な
立場にならないように、定員法によつ
て保障される政府職員と同様な道が開
かれるように御努力を願うとともに、
特に地方の各都道府縣は、中央が教
育予算の大幅な削減をやつたに應じ
て、義務教育費國庫負担法で中央が負
担しない部分は、地方も負担しなかつ
てもいいという、非常に安易な氣持でこ
れを処理してゐるようですが、この点
について、義務教育費國庫負担法で中
央が負担しない部分は、地方がこれを
負担してさしつかえないのであるとい
ふ指導をしておられるかどうか。中央
の負担しない部分を地方が負担するの
は越權であるといふような感じがして

おるようでありますので、現実に整理
に直面してゐる府縣が相当であると思
ひます。その際に府縣の態度でこれを救
済し得るような道が開かれるような指
導を、文部省としてなさる必要はない
ですか。

○高橋國務大臣 お答えいたします。
ただいま定員法との関連のお話があり
ましたが、定員法は國立の學校の職員
の定員でありまして、今お話をありま
した小学校、中学校等の職員はその中
には入つておりません。そして國立
の學校につきましては、教員について
は全然整理がない、そして事務職員に
ついて、欠員の半分だけが整理される
といふことになりました。現実は
ないといふことになりました。定員法に
ありますのは全然別個の問題で、お話を
定員法が引合いに出されましたから申
し上げたわけですよ。

○委員 今の定員法で一方では保
障される職員があり、地方公務員であ
る教育職員はこれに関連する保障がな
いといふことは、非常に不公平です。か
ら、定員法に準じたような取扱いがさ
れたいものであるかといふことを先ほ
どからお伺ひしてゐるわけですよ。

○高橋國務大臣 その次の御質問であ
ります。定員定額といふのは、國家
予算で地方財政に対する補助を與える
格好をきめてゐるだけでありまして、そ
うでありませんと、國家の財政計画か
ら行つて非常に困りますからさうなつ
たわけでありまして、しかし地方財政
が許すならば、あの定員以上地方で
教育のために先生を雇われてもむろん
さしつかえないことでありまして、ま
た予算上整理される場合に地方で適當
な処置を講ぜられるといふこともむろ

○委員 府縣が相當であると思
ひます。その際に府縣の態度でこれを救
済し得るような道が開かれるような指
導を、文部省としてなさる必要はない
ですか。

○高橋國務大臣 お答えいたします。
ただいま定員法との関連のお話があり
ましたが、定員法は國立の學校の職員
の定員でありまして、今お話をありま
した小学校、中学校等の職員はその中
には入つておりません。そして國立
の學校につきましては、教員について
は全然整理がない、そして事務職員に
ついて、欠員の半分だけが整理される
といふことになりました。現実は
ないといふことになりました。定員法に
ありますのは全然別個の問題で、お話を
定員法が引合いに出されましたから申
し上げたわけですよ。

○委員 府縣が相當であると思
ひます。その際に府縣の態度でこれを救
済し得るような道が開かれるような指
導を、文部省としてなさる必要はない
ですか。

んざしつかないことで、文部省としてはそういう場合があればできるだけ退職の場合について地方がめんどうを見るように勧奨する、こういうつもりであります。

○委員 定員定額の問題について、いま一つ簡単に答えて願いたいのは、昭和二十二年米の現在給によるところの全国の各府県の実情は、非常なことでございまして、思っています。それは先ほど文部省の御意向を聞く、二十三年度の実績を報告させて、その報告に基いて、この定員定額の問題についてはその中で調整するようにならざるを得ないとお察されたので、その点については、たとえれば小学校の定員五十六百何のこの額は、全国的に平均化されると思いますが、その解釈はよろしいですか。

○委員 定員定額の問題について、先ほど内示いたしました額を調整したいと考えております。もちろん予算はすでに決定いたしておりますので、全国平均額は限られておりますので、その範囲内において調整でありますから、その点を御承知願いたいと思っております。

○委員 これで教育職員の免許法に作る整理に対する不安及び待遇の問題を終りまして、直接免許法に關係し

た点につき、二府所の所信を質した点があります。それは、今日午前中以来の質問で、ある程度政府の意向はわかったものでありますが、ここにはつきりとした政府が反響的にこれを改めるといふ精神を持っておられるかどうかお伺いしたい点は、第五條の第四号の禁錮以上の形に処せられた者を罰除することでありまして、それで禁錮以上という問題ですが、終戦前に禁錮以上の刑に処せられた者を含むことになると思っています。それであるならば、現に職にある人の中には禁錮以上の刑に処せられ、服役にも入つておる人が相当あるのですが、それらをみな整理するのだからというところ、それから、特別の破産罪を除いた、ほんとうに、たとえば若気の至りで交通事故とか単なる過失で禁錮以上の刑に処せられた者がある。そういうものが全然ふさがれることになるので、これに對して全然削除するか、あるいは年限を設けるかして、こういう事項を緩和される意圖をお持ちになつておられるのではないかと。その次の第六号の懲罰施行の日以後云々の規定に對しても、同様のお氣持を持つておられるのではないかと。この二項について政府の所信をいさ一度確認したいと思つております。

○委員 前段の御質問に關しましては免許法施行法案の附則に教育の職に現に校長または教員の職にある者につきましては、学校教育法第九條第三号の規定を適用することになつて、救われることになつております。それから第二段の御質問に對しましては、今朝来たび／＼申し上げておりますように、今日國家公務員法の規定の中に

も、同様の趣旨の規定がございまして、國家公務員たる教員に關しましては、その趣旨が適用になるのでございまして、すけれども、公立学校の職員あるいは私立学校職員といふことも同様を考へるべきものと考へましてこの規定を存置をいたしたわけでございまして。

○委員 もう一つ、特に免許状の性格から、種類の異なる学校間における人事異動がどうもはばまれるようになつておられますが、これらについてその適性に應じて修得した学科の単位の問題の処理ができるような道を開く必要はないか。たとえば、小学校、中学校、高等学校という初めから目ざした学校でずつと通つて行く人も、それは普通であつて適當であります。その中にさらに異種の学校に隨時移動し得る道を開くように措置をする必要はないか。それからこの法律は九月一日から實施せられることになりまして、それまでにこれらの準備工作が完了する見通しを持つておられるか、この点を伺いたい。

○委員 前段の御質問に關しましては、免許法施行法案の第二條第一款から第十四号までの間に、御趣旨をくみまして、学校間の融通がつきまうに相當規定を設けておるわけであります。また本法の別表におきまして、当面の取扱ひ方は別に就職すべき学校によつて選つていただくこととしまして、相當その間の融通はつきり得るようになつております。それから次のお尋ねであります本年の九月までに一切の準備が完了するかどうか、御趣意でございませうけれども、この附則によりまして現在仮免許状を持つておられます者その他についての教育

規定がございしますので、新しくこの規定を布達いたしますために、各都道府縣教育委員会あるいは都道府縣の知事の手元において、十分この期間において準備ができるものと私どもは考へております。

○委員 一應質問を終ります。時間です。……

○委員 教育職員免許法案並びに同施行法案に對する質疑はもうございせんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員 本案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

○委員 次に國立學校設置法案に對する質疑を續行いたします。

○委員 此の問題につきましても昨日當局に御質問を申し上げたのでありますが、續いて二、三の御質問をいたしたいと思つております。

○委員 昨日の當局のお話によりますと、この國立學校設置法案の提案理由の說明の中に、二、三の學校については目下設置委員会に諮問中であるというふうなお話がありまして、本日設置委員会の總會が文部省において開かれたようございまして、その内容をお聞かせいたしますと、長野縣の中に存在いたしました國立學校につきまして、二つの問題を提起して御諮問をされておるようございまして。私がお尋ねしたいのは、上田縣立專門學校を單科大学にしたいという地元の要請も、すでに當局は御存じのことと思つて、かような問題について、二つの諮問をされておるようであります。かようなことが、今まで設置委員会に六七七校の諮問をされたと思つて、前例がござ

いますかどうか、文部大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○委員 高橋大臣 答へをいたします。ただいままではこういう諮問はございせんしたように、それは前に御説明申し上げましたように、設置委員会、文部省それから地元等でも十分相談をいたしまして、原則に従つた一つの案を立てることに意見が一致したわけでありまして、従つて一つの案として設置委員会に提出したわけでありまして、ところが長野縣と秋田縣につきましては、地元の非常に強い要請と、文部省が原則に従つて処置しようとする考えと意見の一致がまだ到達しなかつたわけでありまして、それで本案につきましてはまだ一致しないからというので、それを設置委員会へかけないで、留保の形になつておつたわけでありまして、しかし國會におきましてはこの設置法が決定されるにつきましては、設置委員会におけるこの問題についての意見を聞き取り、必要があれば、このたびは今までは違つた形において設置委員会に諮問をしたわけでありまして。

○委員 前段の御質問に關しましては、免許法施行法案の第二條第一款から第十四号までの間に、御趣旨をくみまして、学校間の融通がつきまうに相當規定を設けておるわけであります。また本法の別表におきまして、当面の取扱ひ方は別に就職すべき学校によつて選つていただくこととしまして、相當その間の融通はつきり得るようになつております。それから次のお尋ねであります本年の九月までに一切の準備が完了するかどうか、御趣意でございませうけれども、この附則によりまして現在仮免許状を持つておられます者その他についての教育

○委員 前段の御質問に關しましては、免許法施行法案の第二條第一款から第十四号までの間に、御趣旨をくみまして、学校間の融通がつきまうに相當規定を設けておるわけであります。また本法の別表におきまして、当面の取扱ひ方は別に就職すべき学校によつて選つていただくこととしまして、相當その間の融通はつきり得るようになつております。それから次のお尋ねであります本年の九月までに一切の準備が完了するかどうか、御趣意でございませうけれども、この附則によりまして現在仮免許状を持つておられます者その他についての教育

は、文部省が担当しておる学校の処置

日付で答弁書が出ておりますが、その答弁によりますと、岡方ともこの問題を決定する前に、すなわち設置委員会に諮問をする場合には関係方面と協議して設置委員会に諮問をするというふうに答弁がございまして、今回諮問されました場合には関係方面とあらかじめ御協議の上でございましてどうか、その辺をお伺いいたします。

○高橋國務大臣 お答えいたします。正式の手続といたしましては、設置委員会の中で答申の案をつくりまして、関係方面と折衝するわけでありまして、しかしこういう案を設置委員会にかけるとどうか、設置委員会の意見を聞くかどうかという点につきましては、一應関係方面と話し合つてやる、こういうことになつておるわけでございます。

○小林(通)委員 そうすると諮問をする前にこの二つの話を想定して関係方面と折衝はしなかつたのでございまして、

○高橋國務大臣 具体的なことがいいか悪いということとは設置委員会で審査した上でありましてとわかりませんから、そういう折衝はできないのであります。さういふ二つの案で設置委員会にかけるといふことについては話をしております。

○小林(通)委員 本日設置委員会の総会にこの問題が諮問されたのでございしますが、その結果はどんなふうになりましたか、御答弁願いたいと思

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

○高橋國務大臣 設置委員会というものは、法令に基いて文部大臣が諮問しなければならぬ機関としてできておるものであります。委員長が委員でありますので、自治的にやつておる機関でありますので、文部大臣といたしましては、御意見を願いたいと思つておるものであります。

かないし、やはりそれは設置委員会の方針に従つてやるべきものであると考へております。

○小林(通)委員 これらにつきましても意見にわたりますので、後刻意見を申し上げたいと思つて、質問はこの問題につきましては打切りませう。

次にこの大学設置に關しまして、文部省はすでに十一原則なるものを決定いたしました。このわけにはどうもいろいろ決定しておつたようであつて、その十一原則といふものがございすが、この十一原則がとくに、かわつております。しかも御当局の都合のよいようにこの原則をかへておる。これははなはだけしからぬとわれは考へるものであります。これは例は幾つございませう。十一原則が初めから十一原則であつたか、九原則であつたか知らせんが、とにかくどん／＼かわつて参ります。昨年の夏ごろの原則から、いつの間にかかわつております。

たとえば女子教育の問題にいたしましても、その他相當の問題が原則と稱して都合のいいようにたくさんかわつておる。これは一体どういふわけであるか。これらの個々の問題につきましても、私はここでも／＼申し上げたいのであります。時間がないので一般的に申し上げたいと思つて、特に十一原則の中にある女子教育の問題でありますとか、あるいは水産商船大学の問題でありますとか、その他いろいろございませう。これがいつもわれ／＼から考へますと、何だかわけのわからぬような方針、感情と申しますか、そういうものによつてかたつてにかへられておる。しかも自分の都合の悪い方には十一原則があつてこれはだめだといふ

ようなことを言つてお茶を濁しておる。これはもつてのほかだと思つて、文部大臣はこの点についてどういふふうにお考へになりますか、明確に御答弁願いたいと思つておる。

○高橋國務大臣 ただいまのお話の中に、文部省が十一原則をかつてに破つておるといふお話がありましたが、私はそのようなことはないと申します。しかしさういふ点はこの実行に當りまして局長から御説明申し上げます。

○日高政府委員 十一原則は文部省がかつてにきめたものではございせんが、かつてにかへるわけには行かない原則でございませう。ただ十一原則の中には、註釈みたいなものもついていませう。註釈の部分は一般に學校等に示す場合には、必要のないような註釈もございませう。その辺は省といふような場合には消して發表した場合もありませうが、十一原則そのものはかわつておるにせよ、文部省に都合よくかへていかへたといふ事実はないと確信いたしております。

○小林(通)委員 かつてにかへたことではないといふお話でありましたが、二、三の例を私は申し上げたいと思つて、これは議論になりますと時間を消費いたしますので、二、三質問の形で申し上げます。水産商船大学をここに置いて別にいたしております。その理由とするところは他省の所轄といふことになつておりますが、將來これが文部省の所轄になつた場合には、この十一原則によりましてこの早科大学を総合大学にいたしますかどうか、その辺をお伺いいたします。

○日高政府委員 十一原則の處理の場合には、関係方面との了解において

は、文部省が担当してゐる學校の處理の問題といふふうには前提されております。水産の學校及び商船の學校等は、あとで文部省所管の問題として出て参りましたので、十一原則によつて處理されたあとで問題としてそれが發生したわけでございます。

○小林(通)委員 そうすると、この十一原則といふものは私が先ほど申し上げましたように、あとで出て來たものであつて、どうもあなたの方の言ひことと、實際やつておることがかわつておるに私は考へます。それからここに水産大学が神奈川縣となつておりますが、東京の水産大学が神奈川縣にある。しかもこの大学設置の十一原則の中には、人口の稠密度であるとか、あるいは地城の廣大であるとかいふようなことを十一原則で規定してあります。神奈川縣はその中に入つていないはずである。これに別な早科大学を水産大学としてやるのは、これは十一原則をあなたの方から破つておるといつても過言ではないと思つて、こゝういふ事實がここに現れておる。これでもやはりさういふことをおつしやるのかどうか。

○日高政府委員 水産大学につきましては、積極的に文部省から農林省の學校を文部省に移せといふ話をいたしましたわけではないのであります。大学の設置に關しましては大學設置委員会にかけて申請をいたしましたあとで、この問題は関係方面との話し合ひの上で、文部省に所管を移せといふような指示もありまして交渉いたしましたのであります。なかく意見の一致を見せませんまに、大學設置委員会にかけ

てしまつたわけでありまして。これは最近のうちに所管を決定するといふ前提をもつてかけたような次第でありまして、初めから文部省の所管の学校として処理したわけではないのであります。水産講習所は御承知のように東京にありましたが、震災のために臨時に神奈川縣に疎開しておる次第でありまして、その辺は特殊事情として御了承いただきたいと存じております。

○小林(通)委員 まだその他に十一原則の問題につきましては、いろいろ申し上げたいこともございますが、どうもこの二、三の問題を提起いたして考えてみても、突にしろもどろのやうに私は考えます。従つてわれ／＼はかような十一原則によつて拘束される必要はないと実は私考えておりました。従つて今後の問題につきましても、こういうことは文部當局としてあまり強調されないようにお願いしたいと思ひます。

なおこの問題とは別問題でございますが、先ほどの委員会におきまして、幾多他の委員の方からお話がございます。六、三制と大國家の予算といたしまして現在日本の國勢から考えまして、なかなか支出に困難である。ましてこの國立大学におきまして、経費の困難な事情はよくわかつております。そこで相當の部分は地方の負担あるいは業者の負担によつて、この大学について努力を進めて行かなければならないといふ情勢にあることも文部當局はすでに御存じのことと思ひます。特に上田總裁専門学校の單科大学の問題につきましては、地元はもちろん、全國の關係

の今のお考えは、地元といたしまして、上田總裁の教育について非常に熱烈な御後援をいただくといふことは、そういう立場から申しまして、私もその通りでございます。ところが、これがもしその要するやうに行かない場合には、この経費も支出が困難であるといふことも御承知の通りであります。そういう場合に、われ／＼は國家の財政を極力節約して学校教育の方面にも協力して行きたいといふ考えを持つておる國民に対して、政府はそういう特殊な希望を持つてある者を授け捨てても、十一原則とか、何とかいふ画一的なお考えによつてはつたらかしてよく、こゝういふ責任は一体だれがとるか、これは文部大臣といたしまして十分お考えを願わなければならぬ。これに對しまして大臣の御所見を伺いた

いのであります。○高橋(通)委員 六、三制進行と非常困難な財政事情にありますが、一面におきましては、その他の大學等につきましての方針は、上ほど考慮しなければならぬだらうといふ意見も一方にはあります。しかし私は、終戦後の武器を捨てた日本としては、何としても百年の計を考えるならば教育が一番大事だと思ひます。ですから、たゞ一時の困難に非常困難がありましても、やはりこの際は教育全般の日本におけるレベルといふものは決して落したくない、できるだけやはりこれは無理でも上げて行かなければならぬ。こゝういふ考えをもちまして、ある程度の無理はありますけれども、ぜひとも大學教育といふものを普及向上させたといふことでこの案ができたわけでありまして。上田總裁専門につきまして

題とか、あるいは地域の問題といふやうなことを考慮して云々といふようなことが書いてあります。北海道におきましては、非常に地域が廣大であるために、これをわけたといふやうなことになるておりますが、新制大学に入学者希望者は、新制高等学校の卒業生が入つて来ることにならざるを得ず、その地域の中に新制高等学校の数が少いものが、これはたゞ漠然と土地が廣いとか、人口が多いとかいふことは別問題といたしまして、教育の程度と申しましよるか、非常に新制高等学校が周囲にたくさんあるといふやうなことを十一原則に當てはめなければならぬか。

○日高政府委員 十一原則を立てましたのは、昨年の七月十日ごろだと思ひます。新制高等学校の出版は昨年の四月でございます。まだ全国的にいろいろの調査をする方法も手段も講ずることとができませんので、その際には私どもの考への中に入つておりました。ただ全体としての教育の施設その他については、むしろ教育刷新委員会において原則を立てる場合の参考として相當微密な指示がありまして、それを参考にしたしまして十一原則をつくるときに考慮をいたした次第でございます。○小林(通)委員 ただいまのお話では、考慮すべきであるといふやうな意圖よりでございますが、特にこれは考慮していただきたいのであります。なおこの問題につきましては、い

ろいろ御質問も申し上げたいのであります。先ほどこの公開の席上では大庭からお話ができなかつたといふやうなことでありますので、秘密会におきまして御意見を伺つた上で二、三御質問申し上げたいと思ひますので、私の質問を保留いたしまして一應終了します。

○庄司委員 最初に簡単に政府に伺ひたいのは、ただいま日高政府委員の御説明によれば、十一原則といふ大學設置の基本的な原則らしいものが、昨年の七月に制定されたやうなお話でございますが、この十一原則なるものはいかなる法的根拠を持つておるものであるか。またわろ／＼現政府として、あるいは現在の文部省の最高幹部の諸賢も、その十一原則はもとよりそれを奉々服膺されて、全國幾十の大學設置案といふやうな幹事案なるものを、設置委員会に對して御提案になつたものと推定するものでございまして、憲法でさえも合法的に國會においてこれを改定することができ得るのであります。十一原則々々々々、ややもすればこの十一原則なるものを何か絶対的なものであるかのごとく振らまわされておるやうでございまして、十一原則なるものは、國民の輿論代表機關である國會において、これを承認したものであつてもないし私は考えておるのであります。そこで十一原則なるものは、ただ單に昨年の七月、當時における政府が制定された。これは一体どういふ法的根拠を持つておるか。またその十一原則によつて、われ／＼國會議員に對して大學設置法案を御説明なさる場合におけるこの十一原則なるものに対する法的根拠並びにその信念、そ

いろいろのなきわめて簡単に伺ひし
ておきたいと思ひのであります。

○高橋閣下 答へたします。

十一原則というものは、むろん法的
的根拠がある原則ではありません。文
部省が前に申しましたように、大学の
學術の水準を維持するということ、
それから財政的な負担を軽減するとい
うことから、日本全体の高等学校、専
門学校、大学校を統合して新国立大
学にしようという方針を立てまして、そ
れを遂行するに於いての一つの基準と
してきめたわけでありまして、ですから
決してこれを破つてはならないという
ような法的根拠はないのであります。
ただし、一つ一つの基準をきめてやりま
せんと、二百六十幾つかの学校を六十
幾つかにまとめようとした場合は、
一つは、事実上困難であります。それで
一つの尺度としてきめたわけでありま
す。ですから、例外を全然認められな
いというふうなものではないのであり
ます。ただし、例外を認めるにつ
きましては、やはりその根拠がなければ
ならない。それでそういう基準によつ
てすべての他の地方における大学の整
理統合をして来たのでありますからし
て、例外を認める場合には、どんな根
拠によつてこの縣については例外を認
めるかというのを考えた上で例外を
認めなければならぬ。それで問題に
なりました秋田、上田につきましては、
いろいろ地方の方からお話があ
る。そして、その間に例外を認めるだけ
で根拠が見えるかどうか、すいふ
ん文部省としても慎重に考えました。
そして、その根拠というものは、やは
りほかの地方における当局の方々が納
得できるような根拠でなければ、例外

を認めるというわけには行かないわけ
であります。それでほかの縣におきま
しても、やはり大部分はそれ／＼独立
して大学になつたという希望を持つ
ておられた。けれども、さつき申し上げ
ましたような事情から、これを統合す
ることとしたのでありますから、相当
に希望に反して統合を遂行してある。
ですから、その人たちに納得の行ける
ような根拠があれば、むろん例外は認
めていい。それがあつたかどうかにつ
いて慎重に研究をいたしましたのです
が、文部省としては、そのはつきりとし
た他を納得させ、そして問題を取り
さないような例外を認める根拠という
ものが、まだ十分認められないという
結果が、さういふことになつたわけであ
ります。

○庄田委員 法的根拠なき旨の御答弁
によつて、十一原則はただ原則に一方的
な文部省のプライベートルな原則である
ことを発見いたしました。さういふ本
員は了承いたしました。

次に伺ひたいのは、ただいま
議題に相なつております国立大学の
設置法案、この六十幾つかの大学及び若
干の専門学校、高等学校等、これがこ
のまま大體において本委員会並びに本
会議員を通過するものと考えますが、
そのあかつきにおいて、すでに昭和二
十四年度において、ただいま議題とな
つておる本法案に即しての大学あるい
は高等学校、専門学校数に對照して、
どのくらいの予算を確保されておられ
ますか。またそれらについて將來追加
予算をお見込みになつておるか、さよ
うな御意図があるかないか。また大学
あるいは専門学校、高等学校の学生、
生徒諸君の一人当りの國費支弁の教育

費はどの程度に相なつておるか。これ
は文部大臣でなくてはついでござい
ます。他の政府委員の諸君の方が詳細
御存であるかと考えますが、本法案によ
るところの大学の予算総額、しかしし
てこの後修繕、引当金等を勘案し
て、さらに追加予算を要する御意
図はないか。生徒の一人当り向う一箇
年間の二十四年度における教育費は、
大體どの程度に相なつておるか。これは
最後にいまだ一点伺ひたい。前報とし
て、参考までにそこに資料があれば、
承つておきます。もしなかつたらあと
でよろしくございます。

○日高政府委員 ただいま十一原則は
文部省のプライベートルな方針だとい
う話がございますが、これは事實は
いろいろ事情がございます。関係方
面との十分な了解と検討を受けた上
のものであります。ことを御了承いただ
きたいと存じております。

それから予算につきましては、大體
二十四年度における国立大学の予算
は、旧制の高等専門学校の学生募集停
止に伴つて生ずる既定経費の六億四千
万円、設備その他の経費として増額し
た約三億四千萬、合計九億四千万円程度
で新制大学を出発させることになつて
おるのであります。今後の改訂案とし
ましては、四年間に今日の予算基準で
申しますと、約六億四千万円増して行け
ば、もちろん十分ではございませ
んが、新制大学にふさわしい内容を充
てて行くことが出来る見込みを立てて
おるのであります。多少の増減は免
れないかと思ひますが、それを予定いた
しますすれば、急に追加予算を必要とす
るような事態はなくて済むという見込
みでおります。

それから一人当りの学生の経費と申
しますのは、大学によりましては、研
究所がございまして、あるいは病院
等がございまして、大学院等がござ
いますので、非常に内容が複雑でござ
いますので、まだ十分な一人当りの計
算は出ておりません。そのうちにこれ
を整理いたしまして、できるだけ精
確な分析をいたし、合理的なものを
つくりたいというふうに考えておる次第
であります。

○庄田委員 なるべく短時間でもう一
点だけで終りたいと思ひまして、日高
政府委員と討論的なことは譲渡してや
りたくないと思ひます。ただ法的根拠
のないものは、これをわれ／＼立法府
においてはプライベートルと称するので
あります。これだけを申し上げておき
ます。それから生徒一人当りの教育費
が年間を通してどのくらいかかるか
というのを伺ひておきたい。私の信
念は、学生生徒諸君に、われ／＼國
民の負担する税を通して一人当りの学
生を養育するために、一箇年に何万円
を要するものであるかということ、
はつきりと金得せたいのでありま
す。今から十年前の統計では大学の平
均が一千四百円、医科大学は一千七百
円、専門学校、師範学校は九百円、青
年学校は二百六十円、附立の中等学
校は六十五円、そんなものでござい
ました。しかるに十年後の今日におい
ては、どのくらいの國家経費を要するもの
であるかというところは、よくこれを明
かにして十分学生諸君にも御納得を願
ひたい。大いに祖國復興のために御奮
闘を願ひたいという熱心から伺ひたい
したのであります。

はなはだ地方問題のようには誤解され
おそれると思ひますが、さういふ偏見
の上にお伺ひするのではござい
ません。それは宮城縣仙台市に所在す
る東北大学のことであります。ただ
議題となつておる原案によれば、こ
の東北大学に對して第二高等學校その
他工業專門學校、宮城師範、宮城青年
師範學校等々が併合されることにな
つております。しかるに宮城縣におい
ては、地方議會において、ただいま申
上げたところの第二高等學校を除いた
以外の三校は、東北大学に併合される
よりは現在のまま、旧制のままこれを
將來に存置したい、さういふことを決
議されておるのであります。そして
おい／＼校の内容が充実され、あ
るいは大體強化された適當な時期にお
いて、この三校が眞にから三位一体と
なつて、たとへば、かりに宮城學大
學といふようなものを設置したいとい
ふ念願に燃え立つておるのでござい
ます。私は決して東京に大学が十何校と
か、九州において九校、北海道が五校
あるとか、奈良縣に二校あるといふよ
うな他縣の例をとつて申し上げるの
ではありません。それらはそれ／＼た
だいままで當局の中されるところの原則
に従つて、適正に妥當に学校の構想等
をおきめくださりましたことと思ひ
ますが、何といつても東北大
學は東北の大学である。ただ詰め込
めばいい、カン詰教育のようになつて
専門學校等をこれに併合すればいい
というふうなことだけであつては適切で
はない。私は決して大学設置委員會の
御審議が公正妥當を欠いておるとは申
上げません。けれども、大学設置委
員会の決定が、絶対的なものであると

は決して考へない。古今東西を通じて
誤らざるどころの眞理であるとは考へ
ません。人間のやることには、たま
にはエラーもあり脱線もある。そこで
私は、いろいろ過去のいきさつもあつ
たようでございますが、過去のいきさ
つについてはあえて申し上げません。
最近において仙台工業専門学校、宮城
師範、宮城青年師範等々が心からま
まつて何とか將來ひとつ独立の学園大
学をつくつてほしいという念願に燃え
ておる。この観点に立つて、ただいま
この席においておかに文部當局に対
して要請を要するといふような考へ
は、時期的に私は持つていませんけれ
ども、東北大学にしやむに天くだり
的に統合され、併合され、合併される
よりは、現在のまゝにおいてこの三校
が残り、すなわち本案より除外し
てほしいといふような熱烈なる要請
は、ひとり三校の学校當局のみなら
ず、その卒業生あるいは同窓会その他
種々なる団体、宮城地方議會において
も、仙台市会においても、決議によつ
て本院に対して請願書を提出しておる
のであります。不幸にして提出されて
おる請願は本委員会に付託されておる
けれども、議事の進行の御都合上、委
員長よりまだ関係者を御招致になつて
おりませんので、はなはだ紹介議員と
して、不肖私は残念に存じます。これ
も議事の進行の御都合であると考え
ております。さうな意味において、九
州においては、明治工業専門学校で
か、一方においてはこれが工業大学に
なつておるところがある。それは十一
原則に照して人口が多い、あるいは地
理的の関係からでありましようけれ
ども、一方に大学に外れるものがある

のに、三校があつてもなれないものが
ある。これはどういふ意味でありまし
よう、われ／＼は納得が行かないので
あります。そこで今だちに、ただいま
申し上げました三校を、設置委員会
等の審議の手続を省略して大学に外格
してほしいといふようなことは申し上
げませんけれども、東北大学併合より
この三校を切り離して、しばらく將來
に時をかけたいただきたい。この三校
の内容の充実のために、また地方民の
熱望のまゝにこの三校を本案より切
り離すこと等に対して、御所見があり
ば承りたいと思つております。もし
幸いに先般同僚諸君の御賛成があるな
らば、私は適当な時期にこの三校を原
案の東北大学の部門より切り離して、
除外していただくこの修正動議を
出したと考へておるわけでありま
す。念のために御所見の一端を承つて
おきたいと思つてござります。

私の質問はこの程度で終りたいと思
います。
○日高政府委員 ただいま御指摘にな
りました宮城師範、仙台工業専門学校
等の東北大学との合併の問題につきま
しては、御詳述になりましたように、
私も相当いろいろの難点に出会ひ
まして苦心いたしましたのであり
ますが、仙台工業専門学校は東北大学
の隣りにありまして、東北大学の工學
部も新しく大学の工學部になりま
すし、仙台の工業専門学校も新しい新制
の工業大学にならうとしますと、性
格が両方から近づいて参りますので、こ
れが合一いたしますことは、全体から
考へましても比較的自然的であり、合
理的でもあるといふ判断で話を進めて
参つたのであります。これは單純な理

論の問題でございせんので、いろい
ろ支障もあるかに見えまして、私も
も非常に苦慮しておつたのであります
が、幸いに大学設置委員会の最後の結
合の直前に、これが合一の事が学校間
にまとまりましたので、私も結構
的な意味をもつて、いい工學部をつ
くるために原案に添えたわけでござい
ます。
それから東北大学に新たにできま
す教育學部と、宮城師範との合一の問題
につきましても御詳述になりましたけ
れども、いろいろ難点がございまして、
相当苦心をいたして参つたのであり
ます。これは一面に苦心はござい
ますが、昭和二十二年の十二月八日付で、從來
の師範学校は、できるならば総合大学
の一環として轉換するやうに案議院の
文教委員会からのおさしずが出席で
ます。私ももととしてはなるべくその趣
旨に従つてやりたいといふ気持ちも
ございまして、またそれが出席の際には、あ
る程度の困難はございましてしうけれ
ども、れつきとしたりつばな大学と結び
つきまして、教師の養成機関が新しい
意氣込みをもつて出発することには、
全国の模範になり得ることを期待いた
しまして、その両方の結合を骨折つて
参つたのであります。それで最後の段
階に至りました、両方の学校當局の間
に了解ができたので、これも大き
な期待をもつて教育學部の一環として
出発するやうに骨折つて参つたのであ
りますし、今後でもできるだけさうい
ふふに考へておる次第でござい
ます。しかしこれについてはいろいろ御意
見もございましてしうし、ぜひ慎重に御

審議の上、御賛成をいただければ幸い
だと存じます。
○國谷委員 宮城の方から三つの学校
を旧制のままで保留したいという意見
が出たのであります。日高學校局長
は、十一原則の中には、全國に七箇
所、北海道、東京、愛知、大阪、福
岡といふふに、ここには一縣に二校
以上認めるといふことであつたので
す。その当時私も願ひしたことがあ
るのですが、仙台は東北文化の中心で
あつて、隣接縣である福島縣も從來た
くさんの學生がお世話になつておる。
北海道を認めるならば東北七縣でも、
たとい人口は少くても、だれが見ても
仙台は東北文化の中心になつておる
關係上、二つの大学を認めていただくた
いという念願を持つておつたのであ
るが、それがどうしてできなかったの
であるか、その辺の事情をお伺ひした
い。
○日高政府委員 その点においては、
ごもつともな点があると思ひまして、
話したこともありますが、それは、そ
ういふことも考へたこともあるのであ
ります。十一原則がござりますときに
約束がありまして、この原則について
は両方で協議を守つてトランプを避け
ようといふことになりまして、宮
城はお路のやうに東北大学がござい
ますし、これは歴史的に申しますれば、
除外例の區域にいたしたいという氣持
も初めにはございまして、先日申し
上げましたやうに、人口、學校数その
他のいろいろ條件から見合せまし
て、除外例の中に入り得なかつたこと
を遺憾に存じております。それで御
承おきいただきたいと思います。

○國谷委員 もし三校が脱けた場合
に、東北大学の中にあつた工學部とい
うものは焼けておるはずであります
が、これでは工學部というものが支障
を來すと思ひます。この点をひとつ伺
いたいと思ひます。
○日高政府委員 一本になる方が積極
的な意味もありまして、両方の學校の
ためにいいのではないかとさういふ
考へております。全然脱けますと、東
北大学としては焼けておるだけ弱
いと思ひます。
○國谷委員 ただ地域が近いから、こ
れを入れれば便利だといふだけでござ
います。焼けたものだから、これは
當然國家において復興しなければなら
ぬのであります。その理由は近い
らうという意味ですか、そこをひとつ
伺ひ。
○日高政府委員 両方でございます。
○千賀委員 愛知工業大学の名称のこ
とでお尋ねいたします。愛知工業大学
は、元名古屋高等工業學校で、数十年
の歴史を持つております。愛知工業大
學とおきめになつたのは、これは大学
設置委員会だけの案か、あるいは政府
もこれに同調なさるべき何か根拠があ
つたのか、それをお伺ひしたい。こ
とと、愛知縣の衆參兩院議員二十五
名の、そのほとんど大部分の意見を開
いて見ました。この名称は名古屋工
業大学にかえてもらひたい。昔の名古
屋高等工業學校のその思い出を生かし
てくれた方が、學生の感情にも合
し、縣民のなじみもよいのだという意
見でございまして、名称を変更いたしま
しても、反対運動はどこにもないし、
またその名称変更によつて被害を受け
るべき相手方もないので、その点非常

にいいと思いますが、われ／＼より修正を受ける方が政府側としてやりよいのか、または政府の提案でかえる方がよいのか、事務的な取扱いについて御所見を伺いたいと思います。

○日高政府委員 名称の変更については、実は私聞いておりません。愛知工業大学という名前は同方の学校の結合でございまして、可決されたものでございまして、文部省はそれを取次いでございまして、御修正をなさる必要がございすれば、御修正をいただいた方がよいと思います。

○水谷(昇)委員 簡単に御覧をいたしたいのであります。前国会におきまして東京藝術大学に書道科設置の請願がありまして、それが採択されたのであります。東京藝術大学には書道科が置かれておりますが、その点をお聞きしたいのであります。

なお各大学の学科の内容といたしまして、種類といいますが、そういうものを印刷したものがありましたならば、御配付をお願いしたいと思います。

もう一つ各府県の学務大学には書道科が置かれてあるのかどうか、これだけお尋ねいたします。

○日高政府委員 あとの問題からお答えいたします。各府県の学務大学も、これは教育省等については、講座がございまして、自習することができるようになつております。それから藝術大学のの中には、書道は入つておりません。それは美術学校そのものの中からは、そういう案が出ておりませんので、今のところは入つておらないのであります。

あります。

○水谷(昇)委員 奈良の女子高等師範学校が、今度大学に外格することになつておりますが、この中には美術科といひますか、藝術の中は書道科といふものが特に置かれておりますか、これを伺ひたいと思います。

○日高政府委員 女高師の轉換します女子大学の中にはないかと存じます。師範学校の轉換いたします学務大学の中には、書道の講座があるように聞いております。

○今野委員 先ほどのことに関連してちよつと伺ひたいのであります。先ほど東北大学のことに付いていろいろ質疑應答があつたのであります。念のため伺ひたいのであります。

十一、原則といふものによつて、一つの大学しか設けられない縣と、そうでない縣とがございまして、二つ設けられる縣については、みんな三つぐらい設けられておるのであります。一つから三つに飛ぶようになつておりますが、これは人口とかいふような規準できめたとすれば、こういうことはあまりないように思ふのですが、一体どういふ理由でございましょうか、念のため伺ひたいと思います。

○日高政府委員 これは先日申し上げましたように、日本の学校が都市に集中したてまつて、東京、大阪、京都には学校が集中して存在して、東京には大学、高等専門学校が百六十九あったかと思ひます。それから京都には四十一、大阪には四十二あったかと思ひます。こういう意味において、現実に非常にたくさんある学校

がございまして、それを一つに結びつけることは実行不可能な状態でありまして、こういうふうになつておる次第であります。北海道は地域が廣大でありますので、これはむりに結びつけても連絡がつきにくい状態なので、ああいうふうに決定されたわけでありまして、

○今野委員 私が特に関心を持ちますのは、名古屋が三つであるというところ。名古屋はそんなにたくさんある学校はなかつたように思ひますが、三つになつておる。それに比較いたしますと、仙台の場合が少し増設されておる。よく考えられるのであります。その点、いかがでございましょうか。

○日高政府委員 名古屋も、全国的にいへば相当学校の集中しておる所でありまして、名古屋の大学には、八高と経済専門と高等師範が合併されております。それからそのほかに学務大学は師範学校が三つ一緒になつてできております。それから工業専門につきましては、縣立のものも結びついて、名古屋が特に工業都市であるという意味において、工業大学を別につくつたわけでありまして、そういう事情でこういう結果になつたのであります。

○原委員 国立学校設置法に対しては、御質疑はございせんか。——それでは先程政府から申し入れがございました、その筋との折衝についての説明がございまして、これを秘密会にしたらよろしいかどうかお諮りいたします。秘密会にしてよろしゅうございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○原委員 それではさうございせんか。傍聴者の方は暫時室外に御退場願います。連配も中止いたします。

〔午後六時五十六分秘密会に入る〕
〔連配中止〕
〔午後七時十六分秘密会を終る〕

○原委員 秘密会を閉じまして、会議を続行いたします。

○小林(通)委員 ただいま秘密会におきまして、答申案につきまして大休お話を承つたのであります。もちろんこれは秘密に属することでありまして、その答申の内容については正式にはつきりいたしません。この問題につきましては、明日はつきりいたすのであります。はつきりいたすのであります。御承を願ひたいと思ひます。

○原委員 本法案に対しては他に御質疑はないようでありまして、本日の質疑はこの程度とし、散会いたします。と思ひますが、御質疑ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○原委員 では散会いたします。
午後七時十八分散会

昭和二十四年六月二十二日印刷

昭和二十四年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局